

〈特集〉

我が国における PPP/PFI の動向と一般廃棄物処理 PPP/PFI 事業の方向性

山口直也

青山学院大学 大学院会計プロフェッション研究科
(〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25 E-mail: naoya@aoyamagakuin.jp)

概要

本稿では、我が国における PPP/PFI の動向について説明した上で、一般廃棄物処理事業における PPP/PFI の方向性について考察する。内閣府が主導する各種取組によって、PPP/PFI 手法の多様化が可能となり、広義のバンドリングと収益機会提供型 PPP/PFI 手法を組み合わせることにより、事業規模の適正化、事業の効率化、収益獲得によって公的負担を縮減するための道筋を描くことが可能となった。一般廃棄物処理事業においては、財政健全化と安定的な廃棄物処理体制の確保に寄与する広域化・集約化及び、カーボンニュートラルに寄与する民間技術・ノウハウを組み合わせた PPP/PFI 事業を効果的に実施していくことが求められる。

キーワード：PFI (Private Finance Initiative), PPP (Public Private Partnerships), 事業類型, バンドリング, 広域化・集約化

原稿受付 2021.1.7

EICA: 25(4) 23-29

1. はじめに

PFI (Private Finance Initiative) は、民間資金と民間事業者のノウハウを活用した公共サービス提供手法であり、英国で生まれた行政手法である。我が国では、1999 (平成 11) 年 7 月における「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI 法」)の成立によって、実施が可能となった。

一方、PPP (Public Private Partnerships) (官民連携、公民連携)については、文献によって異なる定義がなされている。例えば、IMF (2004) は、「伝統的に政府が提供してきたインフラ資産とサービスをプライベート・セクターが供給する取り決め (arrangement)」と定義している¹⁾。

また、OECD (2008) は、何が PPP を構成する要素であるかに関する明確な定義は存在しないとした上で、PPP が伝統的な公共調達と民営化の中間に位置することを前提として、PPP を伝統的な公共調達と民営化のいずれとも明確に区別する必要があるとしている²⁾。その上で、OECD (2008) は PPP を、「政府のサービス提供の目的が民間のパートナーの利益目的と整合し、かつ、その整合の有効性が民間のパートナーに対する十分なりスクの移転に依存するような方式で、民間のパートナーが当該サービスを提供する、政府と単一もしくは複数の民間のパートナー (運営者と資金提供者を含む場合がある) との間の合意」と定義している²⁾。

一方、内閣府 (2017) は、PPP を「公共施設等の

建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの」と定義している³⁾。

このように、PPP については多様な定義がなされているが、公共部門、民間部門及び住民のパートナーシップを重視し、公共部門と民間部門双方の利益に適う広範囲にわたるパートナーシップに基づき、公共サービスを提供するスキームの集合であるといえる。

当初、PFI 法では、新規施設の整備を伴う事業のみを対象としていた。その後、6 次にわたる PFI 法の改正、内閣府民間資金等活用事業推進会議によるアクションプランの決定等を通じて、多様な PPP 手法が可能となった。政府は、現在、これら PPP 手法を「PPP/PFI」と呼称して、その推進を図っている。

他のサービス提供手法と比較した PPP/PFI の特徴として、以下の 2 点を挙げるができる。

- ①従来方式である公設公営方式と異なり、公共サービスの提供を民間事業者に対し、長期間にわたり、包括的に委託する (長期委託、包括委託)。
- ②民営化と異なり、依然として、公的機関が公共サービスの提供に関する最終的な責任を保持している (公的機関による公共サービス提供責任)。

PPP/PFI は民営化と異なり、公共サービスの提供を民間事業者に包括的に委託する手法であることから、公共サービスの提供主体は民間事業者であるが、公共サービスの内容、量、質や PPP/PFI のビジネス・モデルに関する最終的な責任は公的機関にある。

本稿では、PFI 法の改正内容や内閣府の取組みに焦点を当て、我が国における PPP/PFI の動向について説明した上で、一般廃棄物処理事業における PPP/PFI の方向性について考察する。前者については、PFI 法改正の概要、政府が推進する PPP/PFI の事業類型、バンドリング、優先的検討規程を取り上げ、説明を行う。後者については、広域化・集約化とこれを前提とした PPP/PFI 手法の活用の必要性に焦点を当てて論じる。

2. PFI 法改正の概要

現在まで、PFI 法は 6 次にわたり改正されている。PFI 事業の範囲の拡張と PPP/PFI 手法の多様化に関する改正内容は 5 つに整理することができる（条番号は本稿執筆時現在のもの）。

1. 行政財産の貸付制度の創設と拡充（第 1 次改正，第 2 次改正）（第 69 条）
 - ① PFI 事業者への行政財産の貸付けを可能とした。
 - ② 公共施設等と民間施設等を合築する場合に、行政財産である土地を、民間施設部分を譲渡された PFI 事業者以外の第三者に対し、貸付可能とした。
 - ③ 合築以外の形態により民間施設等を併設する場合に、特定施設のうち PFI 事業の実施に資するものについては、行政財産（土地、施設）を、PFI 事業者及び PFI 事業者から特定施設の譲渡等を受けた第三者に対し、貸付可能とした。
2. PFI の対象施設の拡充（第 3 次改正）（第 2 条第 1 項）

PFI 法の対象となる「公共施設等」について、「公営住宅」を「賃貸住宅」に改正するとともに、「船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）」を追加した。
3. 民間事業者による提案制度（第 3 次改正）（第 6 条）

PFI 事業を、地域の価値や住民満足度をより高める事業とするために、民間事業者が行政に対して PFI 事業を提案できる制度を導入した。
4. 公共施設等運営権の導入と公共施設等運営事業に対する支援の拡充（第 3 次改正，第 5 次改正，第 6 次改正）（第 4 章（第 16 条～第 30 条），附則第 4 条）
 - ① 利用料金の徴収を行う公共施設等について、公的機関が施設等の所有権を有したまま、施設等の運営権（公共施設等運営権）を民間事業者に設定する事業方式を可能とした。
 - ② 公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する等の措置を講じた。

- ③ 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、利用料金の設定と指定管理者の指定の手続きについて、地方自治法の特例を設けた。
 - ④ 平成 30 年度から平成 33 年度（改正当時の和暦）までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認めるとともに、繰上償還に係る地方債の元利償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとした。
5. 株式会社民間資金等活用事業推進機構による金融支援（第 4 次改正）（第 5 章（第 31 条～第 67 条），第 9 章（第 88 条～第 94 条））

政府と民間の出資による「株式会社民間資金等活用事業推進機構」を設立し、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業（特定選定事業）を実施する民間事業者に対し、出融資による資金支援を行うこととした。

3. PPP/PFI の事業類型

前述した PFI 法の改正によって、PFI 事業の範囲を拡張するとともに、民間収益施設を組み合わせた事業、民間提案に基づく事業、公共施設等運営事業（コンセッション）といった、民間のノウハウをより積極的に活用する PPP/PFI 事業を実施するための基礎条件を整備した。

さらに、内閣府民間資金等活用事業推進会議は、2013（平成 25）年 6 月に、『PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン』（以下、「抜本改革アクションプラン」）を決定した。抜本改革アクションプランは、以下の問題意識に基づき、PPP/PFI について抜本的な改革を行うこととし、その目標及び具体的取組についての包括的な方針を定めたものである⁴⁾。

- ・これまで実施された PFI 事業の大半（約 4 分の 3）は、PFI 事業者が整備した施設等の費用と事業期間中の管理費等を、公共施設等の管理者等が税財源から「延べ払い」で支払う方式であり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、効率のかつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するという法の本来の目的が十分に達成できているとは言い難い状況にある。
- ・財政状況が厳しさを増す中、インフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策が課題となっており、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財

政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することが急務である。

- ・そのためには、官と民が適切に連携することにより最適な公共サービスの提供を実現するという、PPP/PFIの本来の趣旨に立ち返り、できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。

抜本改革アクションプランは、基本的な考え方として、PFIについては、「延べ払い型」からの抜本的な転換を目指すこととし、「公共施設等運営権制度」の活用を推進するとともに、収益施設を併設・活用すること等により事業の収益性を高め、税財源以外の収入等で費用を回収する方式の活用・拡大を図ることとし、より広義なPPPについては、民間主導で最適なサービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るというPPPの効果を最大限発揮させるために、公的不動産の有効活用などを通じて民間の提案を大胆に取り入れた事業を推進している。

このような考え方に基づき、抜本改革アクションプランは、PPP/PFI事業として、以下の4つの事業類型を示し、事業類型ごとの事業規模の目標とその推進のための具体的取組を定めた。

- ①公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）
- ②収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等（収益型事業）
- ③公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業（公的不動産利活用事業）
- ④その他の事業類型（延べ払い型PFI事業（業績連動契約・複数施設の包括契約等））

このうち、①～③は、民間事業者に収益を獲得する機会を積極的に提供することにより、公的負担を縮減しようとする手法である。

その後、民間資金等活用推進会議は、上記事業類型のうち、①コンセッション事業の積極的な活用の拡大を実現すべく、新たに、2016（平成28）年6月に『PPP/PFI推進アクションプラン』（以下、「推進アクションプラン」）を定めた⁵⁾。推進アクションプランは、毎年改定されており、コンセッションについては、重点分野が、抜本改革アクションプランにおける4分野（空港、水道、下水道、道路）から、現在では10分野（空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE（Meeting, Incentive Travel, Convention and Exhibition/Event）施設、公営水力発電、工業用水道）まで

拡張され、事業規模目標についても、当初の2～3兆円から7兆円へと、重点分野の拡大に併せて増額されている⁶⁾。

なお、コンセッションにおける事業範囲について、PFI法上、「公共施設等運営事業」は「運営等」を行うものであるとされており、「建設」、「製造」、「改修」は含まれていない⁷⁾。一方、『公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン』では、「施設の運営等のため必要な一定の範囲において、施設の増改築部分にも既存の運営権を及ぼすことはPFI法上許容されていると解される」とした上で、「どの程度の増改築について既存の運営権を及ぼさせるかは、具体的に管理者等が個別に判断すべき事項と考えられる」としている⁸⁾。

この点について、『推進アクションプラン（令和2年改定版）』は、コンセッション事業に密接に関連する「建設」、「製造」、「改修」を認めた方が、民間ノウハウを一層活用することができる場合があることから、運営事業者により実施することが可能な範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、今後、PFI法の改正を含めて検討を行うとしている⁹⁾。

4. バンドリング

『推進アクションプラン（平成28年版）』では、規模が小さく、単独では事業化が困難なものについて、「バンドリング」や「広域化」等により、事業としての成立性を高めるなどの工夫を行うことが重要であるとしている⁵⁾。同アクションプランでは、「バンドリング」を「同種又は異種の複数施設を一括して事業化する手法」、「広域化」を「複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となってPPP/PFI事業を実施する手法」と定義している。

さらに、民間資金等活用事業推進委員会の下に設置された「事業部会」（2016（平成28）年11月24日から2017（平成29）年2月8日まで）が公表した報告書によれば、バンドリング（以下、「広義のバンドリング」）を以下の3つの形態に分類している⁹⁾。

- ①バンドリング（単一地方公共団体による）（以下、「狭義のバンドリング」）：
単一の地方公共団体が公共施設等の管理者となり、複数施設を一括して事業化する手法
- ②集約化・複合化：
複数施設を一つの施設に集約化・複合化する手法
- ③広域化：
複数の地方公共団体が公共施設等の管理者となり、複数施設を一括して事業化する手法

同報告書は、広義のバンドリングの効果として、民間資金の活用により複数施設の整備等を一齐に実施できること、民間ノウハウを活かした効率的な事業実施、一括発注による公共側の事務負担の軽減、事業コストの削減を挙げている。また、学校施設や公営住宅のように、老朽化した施設が大量に更新時期を迎えることが見込まれる分野において、広義のバンドリングが有効な解決策となると期待されるとしている⁹⁾。

PPP/PFI 手法それ自体は所与の事業規模の下での効率性の向上を目指すものであり、事業規模の適正化のための手法ではない。この点からいえば、広義のバンドリング手法のうち、「集約化・複合化」と「広域化」は事業規模の適正化を目指すものであり、公共施設等のスリム化を図る上で有効な手段である。また、「狭義のバンドリング」は、事業規模には変化がないが、複数施設を一括して事業化することにより、事業の効率性を高めることが可能となる。

5. 優先的検討規程

優先的検討規程とは、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを従来型手法に優先して検討する（優先的検討）ための手続及び基準等のことである¹⁰⁾。

優先的検討規程については、内閣府民間資金等推進会議が 2015（平成 27）年 12 月に『多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針』を決定し、これに基づき、各省各庁への内閣府通知¹¹⁾及び、地方公共団体への内閣府・総務省通知¹²⁾を通じて、策定の要請が出された。

各省各庁には、平成 28 年度中のできる限り早い時期に優先的検討規程を定めることを求め、地方公共団体については、人口 20 万人以上の地方公共団体には、平成 28 年度末までに優先的検討規程を定めるよう求めるとともに、その他の地方公共団体にも、必要に応じて、同様の取組を行うよう求めている。

具体的には、以下の要件を満たす公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる事業を、優先的検討の対象とし、適切な PPP/PFI 手法の選択、簡易な検討（費用総額の比較による評価もしくは、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる他の方法による検討）、詳細な検討（専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上での、詳細な費用等の比較）を通じて、採用手法の適否を評価することを求めている¹⁰⁾。

①事業費総額が 10 億円以上の公共施設整備事業

（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

②単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業

（運営等のみを行うものに限る。）

2020（令和 2）年 3 月末時点における優先的検討規程の策定・運用状況については、全ての都道府県、政令指定都市では策定済であるが、人口 20 万人以上の市区（111 団体）では 74.8%（83 団体）、人口 20 万人未満の市区町村（1,610 団体）では 2.7%（44 団体）に留まっている¹³⁾。特に、人口 20 万人未満の市区町村における策定率が低く、PPP/PFI の導入が進んでいないことから、今後、20 万人未満の市区町村についても、人口規模など一定のターゲットについて目標年限を定めて導入を進めること（指針の改定等）や、補助金等の交付における優先的検討の要件化の拡大（特に、PFI の実績の多い分野の補助金等を中心に関係省庁へ要請を行うなど）について、今後、検討が進む可能性がある¹³⁾。

6. ごみ処理の広域化とごみ処理施設の集約化

ごみ処理の広域化については、1997（平成 9）年に、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「ごみ処理の広域化計画について」¹⁴⁾が各都道府県一般廃棄物担当部（局）長に対して発出され、各都道府県において、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、計画に基づいて市町村を指導することが求められた。ただ、本通知の主な目的は、「ダイオキシン削減対策」にあり、「サーマルリサイクルの推進」や「公共事業のコスト縮減」も広域化が必要な理由として掲げられていたものの、優先順位は高くなかった。

しかし、2018（平成 30）年 6 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」（計画期間：2018 年度から 2022 年度）では、一般廃棄物の排出量の減少、廃棄物処理に係る担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化、廃棄物処理施設の老朽化による維持管理・更新コストの増大といった状況の下で、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきであるとした¹⁵⁾。

そして、本計画に基づく広域化と集約化を推進すべく、2019（平成 31）年 3 月に、環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」¹⁶⁾が各都道府県廃棄物行政主管部（局）長に対して発出され、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、

安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することが求められた。

本通知では、広域化・集約化の主な方法として、「組合設立（近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する）」、「ごみ種別処理分担（複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する）」、「大都市での受入（大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する）」、「相互支援（基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する）」、「他のインフラとの連携（下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する）」、「民間活用（民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る）」の6つを挙げている¹⁶⁾。

7. 一般廃棄物処理事業における PPP/PFI 手法の活用

一般廃棄物処理事業は、他の事業分野と比較して、PPP/PFI 手法の活用が進んでいる。令和元年度までの間に実施された全事業 283 件中、PFI 方式（BTO（Build-Transfer-Operate：建設－譲渡－運営）方式、BOT（Build-Operate-Transfer：建設－運営－譲渡）方式、BOO（Build-Own-Operate：建設－所有－運営）方式）12 件、DBO（Design-Build-Operate：設計－建設－運営）方式 102 件、長期包括運營業務委託方式 18 件となっており、全体の約 47% が PPP/PFI 手法として実施されている。さらに、直近 5 年間（平成 27 年度～令和元年度）でみると、全事業 81 件中、PFI 方式 3 件、DBO 方式 49 件、長期包括運營業務委託方式 1 件となっており、全体の約 65% が PPP/PFI 手法として実施されており、近年、PPP/PFI 手法として実施される傾向が強まっている¹⁷⁾。また、用いられる PPP/PFI 手法としては、純粋な PFI 手法ではなく、民間資金を活用しない DBO 方式が非常に多くなっている。

一般廃棄物処理施設整備事業については、平成 17 年度より「循環型社会形成推進交付金」が創設され、市町村が、廃棄物の 3R（Reduce, Reuse, Recycle）を総合的に推進するために、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画（循環型社会形成推進地域計画）した場合、計画に位置付けられた施設整備に対し、交付金を交付することとされた¹⁸⁾。

交付要件である「循環型社会形成推進地域計画」における計画策定の対象地域は、「人口 5 万人以上又は面積 400 km²以上の地域を構成する市町村（沖縄、離島等の特別の地域は除く。）」¹⁸⁾とされていることから、本交付金は、一定程度、ごみ処理の広域化とごみ処理施設の集約化に寄与してきたものと思われる。

しかし、環境省は、前述の通知に基づく広域化・集約化を推進するために、2019 年度から、ごみ焼却施設を新設する場合には、「施設の広域化・集約化」を新たな交付要件として追加するとともに、「PFI 等の民間活用」、「一般廃棄物会計基準の導入」、「廃棄物処理の有料化」についても、新たな交付要件として追加した¹⁹⁾。

このうち、「PFI 等の民間活用」については、「地域特性を考慮しつつ、地方公共団体及び民間事業者との連携など、地域全体でのごみ処理の安定化・効率化を図っていくことが重要」であることから、「PFI 等の手法による施設設計の段階からの民間活力の活用等」が必要であるとしている¹⁹⁾。

具体的には、新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、事業実施方式として、PPP/PFI の導入の検討を行い、VFM（Value For Money）を算定する等、定量的評価及び定性的評価により事業方式を評価し、総合的に最も効率的な方法で施設の整備を行うことを求めている¹⁹⁾。

このことから、優先的検討規程の策定推進と相俟って、今後は、ごみ焼却施設の整備事業を中心として、より一層、PPP/PFI 手法の活用が進むものと思われる。

8. おわりに

我が国における PPP/PFI の動向を整理すると、まず、PFI 法の改正によって、PFI 事業の範囲を拡張するとともに、民間収益施設を組み合わせた事業、民間提案に基づく事業、公共施設等運営事業（コンセッション）といった、民間のノウハウをより積極的に活用する PPP/PFI 事業の実施のための基礎条件を整備した。

次に、PFI 法の改正を踏まえ、PPP/PFI 手法について 4 つの事業類型を提示した上で、民間事業者に収益を獲得する機会を積極的に提供することで、公的負担を縮減することを目指し、コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業といった収益機会提供型 PPP/PFI 手法の推進を図っている。

さらに、事業規模の適正化や事業の効率化を図るべく、「バンドリング」、「集約化・複合化」、「広域化」といった、複数の事業を束ねる手法（「広義のバンドリング」）を推進している。

これらの取組により、多様な PPP/PFI 手法を実施することが可能となり、広義のバンドリングと収益機会提供型 PPP/PFI 手法を組み合わせることにより、事業規模の適正化、事業の効率化及び、収益獲得を通じて公的負担を縮減するための道筋を描くことが可能となった。但し、収益獲得については、新型コロナウ

ウイルス感染拡大に伴い、昨春以降、多くの集客型事業において厳しい状況が続いている。

一般廃棄物処理事業においては、一般廃棄物の排出量の減少、廃棄物処理に係る担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化、廃棄物処理施設の老朽化による維持管理・更新コストの増大といった課題に対処するために、さらなる広域化・集約化が不可欠であり、広域化・集約化を前提とした PPP/PFI 手法の活用が求められている。

現在は、「循環型社会形成推進交付金」が、広域化・集約化を前提とした PPP/PFI 手法の活用に向けたインセンティブとして機能している。しかし、我が国は、既に巨額の公的債務を抱えており、新型コロナウイルス感染の拡大がこれに追い打ちをかけている。感染終息が見通せない中、感染抑止や感染者治療等に係る各種財政支出によって、公的債務は増加の一途を辿っている。

感染が終息に向かった後、悪化した財政を立て直すため、財政健全化に向けた取組を強化していく必要性がある。今後、さらなる人口減少による税収の減少リスクに直面する中で、財政の持続可能性を確保するためには、将来的に、交付金が大幅に減額もしくは廃止される可能性は十分にありうる。

交付金等による財政支援が厳しくなっても、持続可能なごみの適正処理を確保するためには、より一層の広域化・集約化が不可欠であり、広域化・集約化を前提とした PPP/PFI 手法の活用を進めていく必要がある。

また、ごみ処理事業は、カーボンニュートラルにおいて重要な役割を果たすことが期待されている。菅義偉内閣総理大臣は、2020（令和 2）年 10 月に行った所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする方針（2050 年カーボンニュートラル）を表明した²⁰⁾。そして、同年 12 月には、経済産業省が、「2050 年カーボンニュートラル」への挑戦を「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として、『2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略』（以下、「グリーン成長戦略」）を策定し、公表した²¹⁾。

グリーン成長戦略では、14 の重要分野ごとに、現状と課題及び、今後の取組を記載している。ごみ処理については、「(13) 資源循環関連産業」において、3R、焼却施設排ガス等の活用・固定化、廃棄物発電、熱利用、バイオガス化について、技術の高度化、設備の整備、低コスト化等により、さらなる推進を図るとしている²¹⁾。これら取組を進めていく上では、民間事業者が有する、もしくは、今後開発する技術やノウハウを積極的に活用していくことが欠かせない。

このように、一般廃棄物処理事業においては、財政

健全化と安定的な廃棄物処理体制の確保に寄与する広域化・集約化及び、カーボンニュートラルに寄与する民間技術・ノウハウを組み合わせた PPP/PFI 事業を効果的に実施していくことが求められる。

参考文献

- 1) IMF: Public-Private Partnerships (2008)
- 2) OECD: Public-Private Partnerships: In Pursuit of Risk Sharing and Value for Money (2008) (平井文三訳: 官民パートナーシップ—PPP・PFI プロジェクトの成功と財政負担, 明石書店 (2014))
- 3) 内閣府: 水道事業の基盤強化と PFI 導入推進—PPP/PFI の推進について (2017)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyoukaku/H27_review/H29_fall_open_review/siryo21.pdf (2021 年 1 月 6 日アクセス)
- 4) 内閣府: PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン (2013 (平成 25) 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定)
<http://www8.cao.go.jp/pfi/whatsnew/kiji/pdf/action.pdf> (2021 年 1 月 6 日アクセス)
- 5) 内閣府: PPP/PFI 推進アクションプラン (2016 (平成 28) 年 5 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定)
http://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/actionplan28_2.pdf (2021 年 1 月 6 日アクセス)
- 6) 内閣府: PPP/PFI 推進アクションプラン (令和 2 年改定版) (2020 (令和 2) 年 7 月 17 日民間資金等活用事業推進会議決定)
<https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/actionplan2.pdf> (2021 年 1 月 6 日アクセス)
- 7) PFI 法第 2 条第 6 項
- 8) 内閣府: 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン (2020 (令和 2) 年 7 月 17 日改正)
https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/r2/pdf/uneik_en_guideline.pdf (2021 年 1 月 6 日アクセス)
- 9) 内閣府民間資金等活用事業推進委員会事業部会: 民間資金等活用事業推進委員会 事業部会 報告書 (2017 (平成 29) 年 3 月)
https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/kaisai/jigyuu/pdf/houkouku_jb02.pdf (2021 年 1 月 6 日アクセス)
- 10) 内閣府民間資金等活用事業推進会議: 多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針 (2015 (平成 27) 年 12 月 15 日決定)
<https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/pdf/shishin3.pdf> (2021 年 1 月 6 日アクセス)
- 11) 平成 27 年 12 月 15 日付 府政経シ第 885 号
- 12) 平成 27 年 12 月 17 日付 府政経シ第 886 号 総行地第 154 号
- 13) 内閣府: 第 54 回 民間資金等活用事業推進委員会 資料 1-3 PPP/PFI 推進アクションプラン (令和 2 年改定版) の主な取組状況について (2020 (令和 2) 年 12 月 8 日開催)
https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/kaisai/iinkai/54kai/pdf/iinkai_shiryo_a5401-3.pdf (2021 年 1 月 6 日アクセス)
- 14) 平成 9 年 5 月 28 日付 衛環第 173 号
- 15) 廃棄物処理施設整備計画 (2018 (平成 30) 年 6 月 19 日閣議決定)
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/109373.pdf> (2021 年 1 月 6 日アクセス)
- 16) 平成 31 年 3 月 29 日付 環循適発第 1903293 号
- 17) 能代山本広域市町村圏組合: 一般廃棄物処理施設整備・運営

- 事業に係る PFI 等導入可能性調査報告書(概要版)(令和2年3月)
[https://www.noshiroyamamotokouikiken.jp/uploads/user/0000000009/File/all/gomi/能代_PFI等\(概要版\).pdf](https://www.noshiroyamamotokouikiken.jp/uploads/user/0000000009/File/all/gomi/能代_PFI等(概要版).pdf) (2021年1月6日アクセス)
- なお、内閣府ホームページには、「PFI事業情報(分野別)」が掲載されているが、純粋な PFI 手法によるものだけであり、DBO 方式や長期包括運営業務委託方式に関する情報は掲載されていない。
https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyuu/bunya.html (2021年1月6日アクセス)
- 18) 環境省：循環型社会形成推進交付金サイト
https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/1_gaiyo/gaiyo_setsu.html (2021年1月6日アクセス)
- 19) 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課：エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(2019(令和元年5月改訂))
https://www.env.go.jp/recycle/misc/energy/energy_r0105.pdf (2021年1月6日アクセス)
- 20) 首相官邸：第百三回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説(2020(令和2)年10月26日)
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html (2021年1月6日アクセス)
- 21) 経済産業省：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(2020(令和2)年12月25日)
<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225012/20201225012-2.pdf> (2021年1月6日アクセス)